

海外経済要録

国際機関

◇先進国首脳会議、オタワ宣言を発表

先進7か国(日本、米国、西ドイツ、フランス、英国、イタリア、カナダ、ただしEC委員長も出席)首脳は、7月20、21日の両日、カナダのオタワにおいて第7回目の首脳会議を開催し、同21日、インフレ・通貨問題、東西経済問題を中心とする共同宣言を発表した。

同宣言の要旨は次のとおり。

(1) インフレ・通貨問題

インフレ抑制と失業の解消は当面の最優先課題であり、同時に取り組まなければならないが、雇用の持続的回復のもととなる投資の増大と持続的成長を確保するためには、引続きインフレを抑制していかなければならない。

インフレ抑制のためには、財政面では、公共借入を直ちに削減することが必要であり、金融面では、マネーサプライの伸びを低めにかつ安定的にコントロールすることが緊要である。

金利は、インフレを抑制するための重要な手段であり、インフレ懸念が根強い場合には高水準にとどまらう。しかし、同時にわれわれは一国における金利の水準とその変動が他の諸国の為替相場および経済に影響を及ぼし、その結果、これら諸国の安定化政策をより困難なものとするところがあり得ることを十分認識している。このため、われわれのほとんどは、必要に応じ歳出抑制による財政赤字の削減にも依存する必要がある。

また、金利および為替相場の変動を最小限に抑えることが極めて望ましく、為替・金融市場のより一層の安定は、世界経済の健全な発展にとり重要である。

(2) 発展途上国との関係

われわれは、発展途上国の安定、独立および真の非同盟を支持するとともに、相互依存の現実を認識して、互恵および相互尊重の精神で発展途上国と協力する。

われわれは、発展途上国に対する援助を十分な水準に維持・拡大することを約束する。

ソ連およびソ連圏諸国は、発展途上国の独立と非同盟を尊重しつつ、これら諸国に対する援助を増やすとともに、これら諸国からの輸入を拡大すべきである。

われわれは、2度にわたるオイル・ショックに伴うエネルギー輸入価格の高騰によりもたらされた非産油発展途上国の抱える諸問題の解決に高い優先度を与える。われわれは、石油輸出国が非産油発展途上国に対する援助を拡大するよう要請する。

われわれは、発展途上国における食糧の一層の増産および世界の食糧安全保障強化の重要性、ならびに発展途上国による確固たる農業・食糧政策遂行の必要性を認識する。

(3) 貿易問題

われわれは、ガットに示された自由な貿易政策の維持および多角的開放貿易体制の有効な運用の重要性を再確認する。

保護主義的措置は、それがいかなる形態をとろうとも、われわれの経済の活力を損うのみならず、インフレ・失業問題を深刻化させるとの認識に立ち、引続き保護主義の動きを排除していく。

(4) エネルギー問題

たゆまぬ努力を続ければ、われわれが昨年のベネチア・サミットで設定した80年代におけるエネルギー目標は達成され、経済成長と石油消費との関連が緩和されるものと確信している。

われわれは、エネルギーの供給が依然として経済成長の潜在的な制約条件となっていることを認識し、既存および新規のエネルギー源の開発および利用を促進するとともに、エネルギー節約および他の燃料による石油代替を引続き推進する。

原子力エネルギーの開発については、われわれのほとんどの国で新規の発電所建設が遅々として進んでいない状況下、原子力エネルギーの安全性等に対する国民の懸念を払拭することにより、原子力エネルギーが受け入れられるよう引続き努力する。

また、これ以外にも、太陽熱、地熱およびバイオマス・エネルギー等の再生可能なエネルギー源を最大限に開発するよう努める。

(5) 東西経済問題

われわれは、東西経済関係がわれわれの政治・安全保障に対して有する重要性について検討し、東西関係においては、政治・経済上の利益と危険との間に複雑なバランスが存在することを認識した。東西関係に関しては、われわれの経済政策を、今後ともわれわれの政治・安全保障上の目的と合致させていくため、協議および必要に応じ調整を行う必要があるとの結論に達した。

米 州 諸 国

◇米国連邦準備制度理事会、82年マネーサプライ等目標値を発表

ボルカー連邦準備制度理事会議長は7月21日、下院銀行委員会、翌22日、上院銀行委員会において証言を行い、マネーサプライ等目標値(注)を以下のように設定する旨発表した。同議長は議会証言において、「インフレに対する戦いをもう一步進めるためにもこれまで同様の金融引締め策を堅持する必要がある。本年のマネーサプライ目標値の変更は行わないが、M₁Bについては目標値の下限近く(near the lower end of its range)、M₂、M₃については目標値の上部(the upper part of their ranges)での増加率となるよう抑制していく。さらに82年については、M₁Bを本年に比べ低めに設定する一方、M₂、M₃は81年と同様の目標値とし、かつその目標値の中央部(midpoint)での増加率となるよう誘導する」旨発言している。なお、82年の目標値について、「①M₁Aの目標値を公表しないのは、将来M₁AとM₁Bを一本化(single M₁＜範囲は現行M₁Bと同一＞)するねらいがあるため、②M₁BについてはATSやNOW勘定の導入による影響は極めて小さくなるため2本立の目標値は不必要」との説明も行った。

(注) 当該年第4四半期の前年第4四半期に対する増加率(平残ベース)で示される。

| | マネーサプライ目標値等 | | |
|------------------|---------------|----------------------|-------|
| | 82年の長期 目標値 | 81年の長期 目標値 | 80年実績 |
| M ₁ A | 発表せず | 3～5.5 (△4.5～△2.0) | 6.25 |
| M ₁ B | 2.5～5.5 | 3.5～6.0 (6.0～8.5) | 6.75 |
| M ₂ | 6.0～9.0 | 6.0～9.0 | 9.6 |
| M ₃ | 6.5～9.5 | 6.5～9.5 | 10.2 |
| 銀行信用 | 6.0～9.0 | 6.0～9.0 | 8.0 |

(注) ()内はATSやNOW勘定の導入によるマネーサプライ間のシフト分を調整する前の計数。

◇米国政府、年央予算改訂見通し等を発表

米国政府は7月15日、1981、82年度について、恒例の年央予算改訂見通し等を発表した。主な内容は次のとおり。

(1) 81年度予算の実績見込み

81会計年度(80年10月～81年9月)予算の歳入は、6月の修正減税提案により減税の実施時期が10月1日に繰り下げられ、かつ初年度の減税幅が小幅化(10%→5%)することとなったこと等を背景に6,056億ドルと本年3月の修正予算教書で提示した改訂見通し比若干増額(+53億ドル)された。一方、歳出も、金利見通しが上方改訂(91日物T Bレート81年平均、3月改訂見通し11.1%→今回見通し13.6%)されたことによる政府の資金調達コスト上昇等を背景に、6,612億ドルと3月改訂見通し比若干増額(+60億ドル)された。この結果、収支赤字幅については歳入増と歳出増がほぼ相殺され、556億ドルと3月改訂見通し(同549億ドル)に比べわずかの修正にとどまっている。

(2) 82年度予算案の改訂

82会計年度(81年10月～82年9月)予算案については、歳出が金利見通しの上方改訂(91日物T Bレート82年平均、3月改訂見通し8.9%→今回見通し10.5%)に伴う金利支払負担増を主因に、7,048億ドルと3月改訂予算案比増額改訂(+95億ドル)されたものの、歳入も、本年6月の修正減税提案の影響等から、6,624億ドルと3月の改訂予算案に比べ増額(+121億ドル)された。この結果、収支じりについては425億ドルの赤字と3月改訂予算案(450億ドルの赤字)を若干下回る赤字が見込まれている。

(3) こうした予算改訂見通しの前提となった81、82年の米国経済見通しを3月改訂見通しと比べると、実質GNPについては、80年第1四半期の予想外的大幅増加(前期比年率+8.6%)を映じ、81年は+2.6%(3月改訂見通し+1.1%)と上方修正した一方、82年は+3.4%と3月改訂見通し(+4.2%)比下方修正するとともに、失業率については81年第4四半期7.7%(3月改訂見通し7.7%)、82年第4四半期7.0%(同7.0%)と3月改訂見通し並みの水準を見込んでいる。他方、物価上昇率(CPI、前年同期比)については、食料品や石油製品が改善傾向を示していること等から、81年第4四半期で+8.6%(3月改訂見通し+10.5%)、82年第4四半期では+6.2%(同+7.2%)と、ともに3月改訂見通しを下方修正している。

なお、発表に当りストックマン行政管理予算局長が「政府の財政政策に対する信認を確立するためにも1981年の赤字は見通しの範囲内にとどめたい」旨強調したほか、経済見通しにつきワイドンボーム経済諮問委員会委員長が「年内、経済活動は停滞気味で推移しようが、来年には着実な上昇過程に入るものと期待している」とコメントしている。

米国の1981、82年度予算

(単位・億ドル、カッコ内は3月の修正予算教書による計数)

| | 1980年度 実績 | 1981年度 実績見込み | 1982年度 予算 |
|------|--------------|-----------------|--------------|
| 歳入 | 5,200 | 6,056(6,003) | 6,624(6,503) |
| 歳出 | 5,796 | 6,612(6,552) | 7,048(6,953) |
| 収支じり | △ 596 | △ 556(△ 549) | △ 425(△ 450) |

米国の政府経済見通し

(単位・%、カッコ内は3月の修正予算教書による計数)

| | | 1980年 (実績) | 1981年 (見通し) | 1982年 (見通し) |
|---------------|---------------|---------------|------------------|------------------|
| 名目GNP | 前年比 | + 8.8 | +12.4 (+11.1) | +11.7 (+12.8) |
| | 第4四半期の 前年比 | + 9.4 | +11.8 (+11.0) | +12.9 (+13.3) |
| 実質GNP | 前年比 | △ 0.2 | + 2.6 (+ 1.1) | + 3.4 (+ 4.2) |
| | 第4四半期の 前年比 | △ 0.3 | + 2.5 (+ 1.4) | + 5.2 (+ 5.2) |
| GNP デフレーター | 前年比 | + 9.0 | + 9.6 (+ 9.9) | + 8.0 (+ 8.3) |
| | 第4四半期の 前年比 | + 9.8 | + 9.1 (+ 9.5) | + 7.3 (+ 7.7) |
| 消費者物価 | 前年比 | +13.5 | + 9.9 (+11.1) | + 7.0 (+ 8.3) |
| | 第4四半期の 前年比 | +12.6 | + 8.6 (+10.5) | + 6.2 (+ 7.2) |
| 失業率 | 年間平均 | 7.2 | (7.5 7.8) | (7.3 7.2) |
| | 第4四半期の 水準 | 7.5 | (7.7 7.7) | (7.0 7.0) |

◇米国連邦準備制度理事会、IBFsの設立を承認

米国連邦準備制度理事会は6月9日、レギュレーションD(支払準備率規制)およびレギュレーションQ(預金金利規制)を一部改正するというかたちで金融機関がIBFs(International Banking Facilities)を設立して米国内でオフショア業務(国際金融業務の自由取引)を営むことを承認する旨決定した(本年12月3日実施予定)。IBFsの概要は次のとおり。

1. IBFsの設立手続き等

(1) 設立可能機関

米国の預金取扱金融機関、エッジアクト法人、アグリーメント法人、外銀の米国内支店およびエージェ

ンシー。

(2) 設立手続き

IBFs業務を開始しようとする最初の所要準備積立計算期間の14日前までに、開設地区の連邦準備銀行に届け出(申請、認可手続きは不要(注))。

なお、IBFs業務を営むため別法人を設立することは不要で、勘定の別計理のみで可。ただし、資産、負債状況をFRBに報告するなどFRBの定める要件に従う必要がある。定められた業務範囲を逸脱した場合には、支払準備率の賦課、預金金利規制の適用、もしくはIBFs業務に従事する資格の取消しもあり得る。

(注) 親銀行等にあったこれまでの対外金融勘定のIBFs勘定への管移はIBFs発足後4所要準備積立計算期間以内に行う。

2. IBFsの機能

(1) 資金調達(定期預金の受入れ)

イ. 預入者が非金融機関の場合

(i) 対象預金

定期預金。なお当該定期預金は、満期2日以上の確定日預金、同満期経過後引出し可能預金、および2日以上前の書面通知により引出し可能な預金として定義される(注1)。

(ii) 預入者

米国非居住者(米国企業の海外子会社を含む)であること。

(iii) 預金目的

預入者の海外業務のサポートにあてられるものに限定。

(iv) 最低取引単位

1件10万ドル(受入れ、引出しとも)。

(v) 支払準備率規制(レギュレーションD)、預金金利規制(レギュレーションQ)の適用外(注2)。

ロ. 預入者が金融機関等の場合

(i) 対象預金

満期1日(オーバーナイト)以上の定期預金(注1)。

(ii) 預入者

- 当該IBFsを開設した金融機関等の海外および国内支店。
- 米国預金取扱金融機関の海外支店およびエッジアクト法人、アグリーメント法人の海外支店。
- 外銀の米国外にある支店。
- 外国中央銀行等外国公的機関、国際機関。
- 他のIBFs

(iii) 預金目的 規制なし。

(iv) 最低取引単位 規制なし。

(v) 支払準備率規制(レギュレーションD)、預金金利

規制(レギュレーションQ)の適用外(注2)。

(注1) 定期預金は預金形態のものほか借入等の債務形態によるものも可。もっとも、居住者がIBFs預金の保有者となるのを防ぐため賦課可能定期預金証書(CD)、BA等持参人払形式による預金形態は不許可。

(注2) ニューヨーク、コネチカット、フロリダ、ジョージア等各州では、IBFsが設置された場合には、州税、市税を免除することを決定している。

(2) 資金運用

イ. 信用供与先

- (イ) 米国非居住の非金融機関(米国企業の海外子会社を含む)。
- (ロ) 当該IBFsを開設した金融機関等の海外および国内支店(注)。
- (ハ) 米国預金取扱金融機関の海外支店およびエッジアクト法人、アグリーメント法人の海外支店。
- (ニ) 外銀の米国外にある支店。
- (ホ) 外国中央銀行等外国公約機関、国際機関。
- (ヘ) 他のIBFs

ロ. 信用供与資金の使途

前記のうち米国非居住の非金融機関(イ(イ))については、借入先の海外業務のファイナンスに限定。それ以外の先(イ(ロ)~(ヘ))については規制なし。

ハ. 信用供与形態

信用供与は貸出形態のものほか、約束手形、借用証書、有価証券投資、売戻し条件付債券購入等の形態によるものも可。

(注) 当該IBFsを開設した金融機関等の米国内支店への信用供与については、海外支店から国内支店に対する信用供与とみなし、当該金融機関等にユーロ債務準備率と同率の支払準備率を賦課。

(3) その他の業務

関係当局が認めれば、信託業務等その他の業務も可。

3. 取引通貨

IBFsによる貸出および受入れは、米ドル建その他外国通貨建いずれでも可。

4. 監督

IBFs業務の監督・検査は、IBFs開設金融機関のその他の業務に係わる監督・検査と一括して行われる。なお、FRBに対しIBFs業務に関する報告書を提出する必要がある。

欧州諸国

◇西ドイツ経済専門委員会、特別意見書を発表

西ドイツ政府の諮問機関である経済専門委員会(通称5賢人委員会、委員長Olaf Sievertザールブリュッケン

大学教授)は、7月6日政府に対し「最近の財政・金融情勢に対応した政策の手直しに当って」(Vor Kurskorrekturen zur finanzpolitischen und währungs politischen Situation im Sommer 1981)と題する特別意見書を提出した。

本意見書の概要は次のとおり。

1. 経済情勢

西ドイツの景気は、年初来、専ら輸出の急増に支えられて一段の落込みを回避し得ているが、先行き個人消費、設備・建設・在庫投資等の内需が低迷基調を脱し得ず、輸出も海外景気の停滞長期化等からスローダウンすると見込まれるため、ここ当分は景気の反転上昇は期待し難い。このため、本年の景気は、年末には若干上向くにしても、年平均の実質成長率は0~△1%と見込まれ、失業者数(年平均)は120万人を上回ることとなろう。

景気の持続的な回復のためには内需の持直しが必要であるが、その前提となるインフレ抑制、財政赤字の削減、経常収支赤字問題の解決等の諸条件は未だ整っていない。すなわち、今春の賃上げは、昨秋来のマルク相場下落による物価上昇をもカバーしたという意味で高過ぎ、今後の物価押し上げ要因となるほか、雇用面にも悪影響を及ぼそう。また、財政赤字の拡大が資本市場を圧迫しているほか、大幅な経常収支赤字がマルク相場を押し下げており、いずれも金利の上昇をもたらし、金融政策をジレンマに陥れている。

2. 政策提言(委員5名中4名の多数意見)

昨年末の勧告(55年12月号「要録」参照)では、安定化政策の遂行に当って、金融政策に過重な負担がかかっている状況を改め、賃金・財政政策も応分の負担をするよう強く訴えたが、現状では全く不十分なものにとどまっている。今春の賃上げ率は、上記のとおり、企業投資の増大を保証し雇用悪化の緩和をもたらす水準には収まらなかった。また、財政政策も、金融政策にかかっている負担を軽減するどころか、むしろ逆に信認の危機を招来し、ドイツ・マルクに対する信頼を損わせる大きな要因となっている。

こうした状況の下でブンデスバンクは、マルクの対ドル相場下落に対し、景気面への配慮から、最近では従来ほど強力な金融政策措置をとることをためらっている。マルク相場の下落による国際競争力の強化は、確かに対外不均衡を改善する一つの方法ではあるが、他方で輸入インフレを加速することとなり、通貨価値の安定とは相容れない。こうした意味で、今日の情勢は、同じく財政赤字は存在したものの経常収支が黒字を維持しマルク相場も強調を保っていた75年当時よりも深刻である。

(1) 財政政策

イ. 財政赤字圧縮は喫緊の課題であり、今こそ赤字圧縮のための決断が必要である。81年の財政赤字額(連邦、州、市町村の合計)は、前年に比べ150億マルク程度増加し、700億マルク近くに達する見込みであり、今何も措置をとらなければ、82年には800億マルクにのぼるものと予想される。財政が危機に直面している現在、財政赤字圧縮の中期的展望を具体的かつ責任をもって設定すべきである。当委員会としては、現在400億マルクに達せんとしている構造的赤字(景気循環要因に基づかない財政赤字)を82年から85年の間に毎年100億マルクずつ削減するよう勧告する。このことは、この4年間の財政支出の伸びを潜在的経済成長能力の伸び率(避け難い物価上昇率を考慮した名目値)比2%ポイント程度下回らせることを意味している。

ロ. 税負担の現状からみて、増税によって赤字を圧縮することは不可能であり、専ら歳出の抑制によるべきである。ただその場合、企業投資促進等の供給面の強化に資する支出の削減は避け、これまでとかく抵抗の強い消費的支出のカットにより行うべきであり、その際社会保障費を聖域視してはならない。

また、歳出削減については、それが景気に対してデフレ効果をもつとの懸念もみられるが、やや長い目でみればデフレ的ではなく、むしろ民間主導型の経済成長にとり好ましい効果をもつ点に留意すべきである。

(2) 金融・為替政策

イ. 中央銀行は、潜在的な経済成長力に見合った通貨供給政策を遂行すれば、その任務を果たしていると言える。ただ、為替相場の大幅下落によりインフレ圧力が強まるおそれがある場合には、一時的に潜在成長力を下回る水準に通貨供給を抑制することが必要である。

こうした意味において、ブンデスバンクが昨年以降今日まで行っている金融政策は適切なものと言える。特に、本年2月にマルク相場の急落に対してブンデスバンクが引締めを強化したのも適切であった。

ロ. 高金利が住宅投資をはじめ内需に悪影響を与えていることは確かであるが、こうした困難な状況を招いた原因はブンデスバンクの政策にあるわけではない。また、西ドイツの高金利が米国の高金利政策の影響とみるのも必ずしも正しくない。すなわち、米国の金利が高くて、西ドイツの金利が低水準で推

移した時期は過去にいくらでもあり、現在の高金利は、むしろ西ドイツ・サイドの要因、とりわけ巨額の経常収支赤字と財政のパフォーマンスの悪さの帰結である。この意味で、米国がインフレ抑制のための高金利を必要とするのと同様、西ドイツでも国内要因から高金利が必要なのである。

ハ. 従って、西ドイツでは、経常収支と財政収支のパフォーマンスが改善すれば、再び金利特に長期金利の低下が期待できるわけである。この間、通貨価値の安定を一貫して目指した金融政策が長期金利に悪影響を与えることはあり得ず、むしろ逆にドイツ・マルクに対する信認の回復をもたらし、長期金利を引下げる要因として働こう。

ニ. ドイツ・マルクは、現在明らかに他のEMS通貨に対し過小評価されており、ブンデスバンクが上記のような通貨価値の安定を目指した政策を一貫して続ければ、いずれEMSの再調整につながる。こうした為替レートの再調整は当然のことであり、それを回避するのは、切上げ国、切下げ国双方にとって有害であるばかりか、EMS創設の理念にも背馳する。

◇フランス銀行、一連の金融緩和措置を実施

1. フランス銀行は、前月に続き7月中も以下のような金融緩和措置を実施した。

(1) 市場介入金利(TB売戻条件付買いオペ・レート、オペ期間7日間)の引下げ(7月中3回、計3.5%)

| | | | |
|---------|----------|----------|----------|
| 5/25以降 | 7/3 | 7/21 | 7/30 |
| 22.00%* | → 19.75% | → 19.25% | → 18.50% |

*既往ピーク

(2) 入札制手形買切りオペ(注)の実施(7月中4回、買入れ総額535億フラン)

| | 金利 | 買入れ額 |
|---------|--------|---------|
| 7月3日実施分 | 18.75% | 240億フラン |
| 〃 9日 〃 | 18.25% | 70 〃 |
| 〃 21日 〃 | 17.75% | 200 〃 |
| 〃 30日 〃 | 17.50% | 25 〃 |

(注) 残存期間1ヵ月強までの民間手形およびTBを対象(TBをオペ対象に加えるようになったのは本年7月3日以降)。1月20日実施分を最後に約半年間停止されていた。

(3) 市中金融機関に対する貸出規制枠の拡大

直接貸出規制(encadrement du crédit)による7・8月末の一般貸出関係基準枠(80年末の貸出基準枠を100として指数化、55年11月号「要録」参照)を6月末に続きそれぞれ以下のとおり拡大(各+1ポイント、

増枠額約90億フラン)する。

| | 7月末 | 8月末 |
|------------------|-------------|-------------|
| 第1グループ(大銀行) | 99.0→100.0 | 98.5→99.5 |
| 第2グループ(中小銀行) | 101.0→102.0 | 100.5→101.5 |
| 第3グループ(割賦信用専門機関) | 103.0→104.0 | 103.5→104.5 |

2. フランス銀行では、「市場介入金利および入札制手形買切りオペの実施は、フラン相場の小康化を背景に高過ぎる金利水準の是正をはかったもの。また7、8月の貸出規制枠の拡大は、石油製品の値上り、金利高騰等の事情に加え、バカンス・シーズン入りに伴う受取手形の長期化もあって、資金繰り逼迫を余儀なくされている中小企業への配慮からとられた特例措置」と説明している。

◇フランスの大手市中銀行、貸出基準金利を引下げ

1. パリ国立銀行、クレディ・リヨネ等フランスの大手市中銀行は7月21日、貸出基準金利(taux de base bancaire)を0.3%引下げて15.6%とし、翌22日から実施する旨発表した。同金利の引下げは、7月1日の1.1%引下げ(17.0%<既往ピーク>→15.9%)に続く、7月に入って2回目のものである。

2. 今次貸出基準金利引下げは、フランス銀行が20日に発表した一連の金融緩和措置(「要録」別項参照)に追随して決定されたものである。

◇フランス政府、81年経済見通しを改訂

フランス経済財政省は7月3日、同省の諮問に基づき国民経済計算委員会(Commisson des Comptes de la Nation)が作成した81年改訂経済見通しを発表した(右表参照)。

これによれば、フランス経済は在庫調整の終了や6月に打出された一連の経済措置(最低賃金引上げ、各種年金の引上げ等、7月号「要録」参照)に伴う個人消費の回復等から81年下期以降、景気回復の軌道に乗るものと見込まれている(年末時点の鉱工業生産伸び率は年率6%程度を予想)。もっとも、81年のGDP成長率(実質)は前年比+0.5%と、上半期中の落込みを映じて当初見込み(+1.6%)比かなりの低下(殊に、企業の設備投資については、昨年来の企業利潤低下により+3.8%と大幅減退)を余儀なくされる見込み。

また、82年については(注)、交易条件の改善や主要貿易相手国の景気回復を背景に3%程度の成長が期待されるものの、米国の高金利が長期化すれば、これが経済成長への足枷となる懸念が強いとされている。

こうした見通しのもと、経済財政省では、今後の経済

政策運営に当り、①EMSへの残留、②マネーサプライの適切なコントロール、③雇用対策の3原則に基づき、新たな均衡成長を目指していく旨言明している。

(注) 通常は、当該年の改訂見通しとともに翌年の暫定見通しが発表されるが、今回は、「今後の経済政策方針が固まっていない」(経済財政省)との理由により82年暫定見通しは発表されていない。

81年改訂経済見通し(注1)

| | | (実質、前年比・%) | | |
|----------|-----|------------|---------------------|----------|
| | | 80年実績 | 81年当初見通し(注2)(80/9月) | 81年改訂見通し |
| G | D P | 1.1 | 1.6 | 0.5 |
| ----- | | | | |
| 家計消費 | | 1.8 | 1.9 | 1.8 |
| 固定資本形成 | | 0.8 | 0.5 | -2.9 |
| うち企業 | | 3.3 | 1.0 | -3.8 |
| 家計 | | -4.7 | -1.6 | -3.4 |
| 政府 | | 1.4 | 1.6 | 0 |
| 輸出 | | 3.4 | 3.2 | 1.9 |
| 輸入 | | 5.5 | 0.3 | -4.2 |
| ----- | | | | |
| CPI(年平均) | | 13.2 | 10.5 | 13.5 |
| 〃(年末) | | 13.6 | 9.5 | 14.2 |

(注1) 本見通しの前提条件:

① 81年の世界経済成長率-0.7%

② 〃原油価格+15%

(注2) 55年10月号「要録」参照。

◇フランス、労働時間短縮等に関する労使間の合意成立

1. フランスでは、7月17日から18日にかけて、労働時間の短縮等に関する労使間の中央交渉(注1)が妥結し、有給休暇の拡大、週当り労働時間の短縮等を織り込んだ合意書が作成された。なお、使用者側の中小企業総同盟および労働者側の労働総同盟を除く今次交渉参加団体の大半が7月24日までに本合意書に正式に調印した(注2)。

(注1) 今次交渉の主体は以下のとおり。

使用者側……フランス経団連(CNPF)、中小企業総同盟(CGPM)

労働者側……労働総同盟(CGT、傘下労働者約220万人)、フランス民主主義労働同盟(CFDT、同120万人)、労働者の力(FO、同90万人)、幹部総同盟(CGC、同28万人)、フランス・キリスト教労働者同盟(同26万人)<以上5団体で組織労働者の9割方をカバー>

(注2) 中小企業総同盟は、「中小企業の倒産件数が急増している折柄、本合意は新たな負担となるため加盟企業が多い」として最終決定を保留。また、労働総同盟は、「本合意は不十分かつ曖昧」として調印を拒否(ただし、今後も各段階の交渉には積極的に参加してゆくとの意向を表明)。

今次合意の概要は以下のとおり。

- (1) 有給休暇を現行の年間4週間(1969年以来)から5週間に拡大する動きを一般化させる。
- (2) 週当り法定労働時間を現行の40時間(1936年以来)か

ら39時間に短縮する。ただし、各産業部門別に作成した基準に基づき、当該労働時間を季節的に調整することは可。

(3) 各産業部門別に超過勤務時間の年間制限を設ける(合意が成立しない場合には一応130時間までとする)。ただし、当局の承認のもとに当該制限を超えることは可。

(4) 超過勤務をも含めた週当たり労働時間制限を現行の50時間(1979年以来)から48時間に短縮する。また、連続する12週の平均では、現行の48時間(1975年以来)から46時間に短縮する。

(5) 5交替の導入を検討する。

(6) 労働時間の短縮に伴う給与の減少を補填する方法を検討する。

(7) 本年9月30日までに各産業部門別に交渉を開始し、上記の諸点に加え、企業運営が柔軟にできるよう、国際競争に晒されている産業部門における女性の夜間勤務の拡大、週当たり労働時間の繰り越し・繰り延べの可能性、一部生産設備が継続的に稼働できるようにするための措置等につき検討する。

(8) 本合意書に調印した団体は、本年12月1日までに再び会合し、各産業別交渉の結果をとりまとめるとともに、政府当局に対し、新しい労使契約を実施に移すために必要な法令の改正を要求する。

(9) 本合意書に調印した団体は、明年10月後半にさらに会合し、今次契約の実施状況からみて、新たな措置をとる余地があるか否かを検討する。

2. 今次労使交渉は、6月12日、「新規雇用創出のため、85年までに週当たり労働時間を漸次短縮(40→35時間)する」とのミッテラン大統領の公約を受けてモーロウ首相が開催を提唱したものである(注)。労組側では今次交渉結果を、「大統領公約実現への第1歩」(労働者の力)であるとして評価しているが、産業界では、「新規雇用はあくまでも経済成長が生み出すものであり、今次労働時間短縮は既存雇用の維持に資する程度」(ショータル・フランス経団連副会長)と雇用増に関してやや懐疑的な姿勢を示しているほか、「大統領公約の実現は国際競争における自主的武装解除に等しい」(同)として、新たな譲歩には難色を示している。

(注) 労働時間短縮に関する労使交渉は、1978年10月以降毎年行われてきたが、いずれも妥結には至らなかった。

◇英国政府、第2回物価スライド条項付国債を発行

1. 英国政府は7月3日、元本、利子が小売物価指数に連動する物価スライド条項付国債の第2回の発行を実施

する旨発表した。これを受けて英蘭銀行は8日、入札発行を実施し、その結果を発表した。なお、第1回の発行は3月27日に行われている(4月号「要録」参照)。

本国債の発行条件は以下のとおり。

(1) 発行総額

10億ポンド(ただし、払込みは7月8日<30%>、8月14日<30%>、9月11日<残額>の3分割)

(2) 償還期日

2006年7月19日(25年もの<前回15年もの>)

(3) 利払期

毎年1月19日および7月19日の2回

(4) 購入適格者

年金基金、英国内で年金業務を営む生命保険会社および共済組合(前回と同じ)

(5) 表面金利

2%

(6) 落札価格

額面100ポンドあたり86ポンド(実質利回り約2.9%<前回約2%>)

2. 上記入札につき市場筋では「今回は、①購入適格者である年金基金等が、3月に10億ポンド購入したばかりで、資金的に必ずしも十分でなかったこと、②市場に金利先高感が広まっていたこと、から予想外に不調で、発行予定額の約半分が売れ残った」とみている。

◇英国政府、若年失業者対策実施を発表

1. サッチャー首相は7月27日、議会において、今年度および来年度に概要以下のような若年失業者対策を実施する旨発表した(注)。

(注) 英国の失業者数(81年7月実現)は、新卒者を除くベース(季節調整済み)では258万人(失業率10.7%)、新卒者を含むベース(季節調整前)では285万人(同11.8%)と戦後最高の水準に達している。

(1) 「若年者雇用機会創出計画(Youth Opportunities Programme)」を拡大(注)し、①本年度および来年度の18歳以下の新卒者でクリスマスまで職のみつからない者、②16~17歳の若年労働者で過去3ヵ月間失業中の者全員に対し、有給の職業訓練(訓練実施中は失業登録の対象外)を実施する(所要経費<グロス・ベース、以下同じ>、本年度90百万ポンド、来年度250~300百万ポンド)。

(注) 16~18歳の若年失業者に対し、企業、職業訓練所等が政府策定のプログラムに基づき平均6ヵ月程度の職業訓練を実施。受講者に対し政府は一定額(現在週23.5ポンド)を支給。81年度当初予算においては44万人分の費用が計上されており、今回の措置によりさらに約11万人分追加されることとなる。

(2) 18歳以下の若年労働者を週40ポンド以下の給料で雇

用する企業に対し、1年間に限り週15ポンドの補助金を支給する(注)(所要経費60万ポンド)。

(注) 若年労働者の賃金が「非現実的なほど高水準」(サッチャー首相)であることが、若年労働者の雇用を阻害しているひとつの要因と指摘する向きがこれまで多く、本措置はこの是正を促すもの。

(3) 「早期退職促進制度(Job Release Scheme)」(注)に基づく国民年金支給開始年齢を引下げ(現行64歳を11月以降63歳、来年2月以降は62歳へと段階的に引下げ。ただし84年3月までの暫定措置)、早期退職を促進する(所要経費60万ポンド)。

(注) 失業者に職を譲って退職する労働者については、国民年金の支給(週当り、独身40ポンド、夫婦50.5ポンド)を1年繰り上げて64歳から開始する制度。

(4) 職業訓練所20か所(コンピューター、エレクトロニクス関連)を都市部に新設する(所要経費80万ポンド)。

(5) 初等教育修了者がさらに学業を継続するよう奨励する措置を講じる(所要経費60万ポンド)。

(6) 「地域事業計画(Community Enterprise Programme)」(注)を拡大する(所要経費、今年度4百万ポンド、来年度8百万ポンド)。

(注) 18歳以上の長期失業者に臨時の職を与える事業。

(7) 1年以上失業手当を受けている60歳以上の失業者が早期引退を選択する場合、失業手当を増額する(所要経費20万ポンド)。

2. 上記対策により、政府としては、来年度末までに失業登録者数が約46万人減少することを見込んでいる。また、本対策に伴う財政支出増は、失業者減少に伴う失業手当支給減等を考慮したネット・ベースで、本年度中90百万ポンド、来年度中400~500百万ポンド(グロス・ベースでは、各150百万ポンド、700百万ポンド)と推計されているが、政府としては本年度の支出増は全額予備費(Contingency Reserve 総額25億ポンド)から支出することとしており、公共部門財政支出計画自体は変更しない方針である旨強調している。

◇英国大蔵省、物価スライド条項付国民貯蓄証券の保有資格者の範囲拡大を決定

英国大蔵省は7月30日、国民貯蓄制度(National Savings)に基づく資金調達を増大(本年度当初目標額30億ポンド→35億ポンドに引上げ)させるため、物価スライド条項付国民貯蓄証券(Index-linked National Savings Certificates)(注1)の保有資格者に関する条件を9月7日以降、以下のとおり大幅に緩和する旨発表した。

(1) 年齢制限(現行50歳以上)(注2)の撤廃

(2) 信託受託者(trustees)、共済組合(friendly societies)慈善団体等への保有資格の付与

(注1) 本証券は、もともと老齢者を対象として、インフレによる預貯金の目減りを防ぐ目的で導入されたもの(49年9月号「要録」参照)。

(注2) 本証券導入以降漸次保有資格者の年齢引下げが行われており、最近では本年4月以降、60歳以上から50歳以上へと引下げられている(4月号「要録」参照)。

◇英蘭銀行、最低貸出歩合(MLR)の公表停止を発表

英蘭銀行は8月5日、昨年11月に発表した「金融政策運営手段の改革に関する検討結果」(55年12月号「要録」参照)の中で示されている考え方に沿い、同行の最低貸出歩合(MLR)の公表を、8月20日以降停止する旨発表した(「資料」参照)。

本措置に関する英蘭銀行の対外発表文は以下のとおり。

「英蘭銀行は、8月20日以降、最低貸出歩合(MLR)を継続して発表しないこととする。しかしながら、必要な場合には、英蘭銀行は短期間その市場に対する貸出に適用される最低金利を事前に発表する権限を留保する。」

◇英蘭銀行、新たな金融調節方式に関する諸措置を発表

英蘭銀行は8月5日、新たな金融調節方式に関する諸措置(Monetary Control-Provisions)を公表した。本措置については、3月に発表した「金融調節手段の具体的改善案」(4月号「要録」参照)の線に沿って関係金融機関と協議を重ね、6月22日に試案(Draft Provisions)を公表、その後最終的な詰めを行っていたものである。本措置は、各種比率規制の改廃、公開市場操作の円滑化を主要内容とするもので、同日発表となった最低貸出歩合(MLR)の公表停止(「要録」別項参照)と同様、8月20日をもって実施される(「資料」参照)。概要は以下のとおり。

1. 現金準備率の改正
2. 特別預金制度の改正
3. 準備資産比率規制の廃止
4. 公開市場操作円滑化のための諸措置

- (1) 英蘭銀行再割適格手形の対象範囲拡大
- (2) 割引商社等に対する金融機関の資金放出取極め
(以上についての詳細は「資料」参照)

5. 金融統計上の変更

現行の銀行部門の範囲は銀行法制定前に金融統計作成の目的から便宜上定められたもので、現状にそぐわなくなってきたため、新たに金融部門の範囲を以下の金融機関を含むように定義する。

- (1) 銀行法上の全金融機関

- (2) 郵便振替銀行
- (3) 現金準備率制度への参加を選択するチャンネル諸島およびマン島所在の銀行
- (4) 信託貯蓄銀行(Trustee Savings Banks)
- (5) 英蘭銀行の営業局

この結果、金融部門に含まれる金融機関の数はこれまでの統計徴求銀行等に比べかなり増加するが、マネーサプライ統計への影響は小幅にとどまる見込みである(注)。

(注) かかる定義変更に伴い、ポンド建M3は全体で約80億ポンド(約13%)増加する見込み(このうち信託貯蓄銀行の寄与分が約60億ポンド<約9.5%>)。

◇イタリア政府、財政支出の繰延べ措置等を決定

1. イタリア政府は、7月18日、最近のインフレ高進と国際収支の悪化に対処するため、緊急インフレ対策として次の諸措置を閣議で決定した。

- (1) 本年度財政赤字幅を9.3兆リラ削減

イ. 財政支出の一部を来年度へ繰延べ(7.9兆リラ)

厚生関係(1.4兆リラ)を中心に経常勘定で2.9兆リラ、国営企業等への投融資を中心に資本勘定で5.0兆リラ来年度へ繰延べる。

ロ. 公共料金引上げ等による増収(1.4兆リラ)

- (2) イタリア銀行による国債の市中公募残額分の引受けを7月30日発行分から停止する。

2. これら措置のうち財政赤字幅の削減措置については、広義公共部門の赤字が本年1～6月中ですでに21.0兆リラ(前年同期10.1兆リラ)に達し、このままでは年間で本年度目標(△37.5兆リラ)を大きく上回ることは必至の情勢にあるため、スパドローニ新内閣が前内閣の赤字幅削減措置を一段と拡大し、インフレ抑制姿勢を強く打出したものである。もっとも、前内閣の措置が支出削減中心であったのに対し、今次措置は現在スカラ・モビレの改訂等対話を進めている労組への刺激を回避するため来年度への繰延べといった形態となっており、この点につき「来年度以降に大きな禍根を残すことになる(イタリア経団連)」と懸念する向きも少なくない。

一方、イタリア銀行による国債市中未消化分の引受け停止について、同行では「マネーサプライ管理上、最大の問題として従来から政府に強く訴えていたことでもあり、政府の財政節度を高めさせる効果を持つ点および中央銀行の自律性の回復という点から極めて大きな前進」とコメント。

◇イタリア、株式市況安定化措置を決定

イタリアでは、株式市況が暴落商状を呈した(注)ため、ミラノ証券取引所を一時的に閉鎖(7月8日以降12日まで)。閉鎖は1917年10月以来)していたが、イタリア政府は、12日、イタリア銀行、証券取引監督委員会(CONS OB)等と協議の結果、株式市況安定化措置を講じたうえで、13日以降市場を再開することを決定した。

本措置の内容は以下のとおり。

- (1) 7月分の信用取引の決済時点を13日および14日に繰上げる(通常は月末決済)。
 - (2) 銀行が、退職年金ファンドで吸収した資金につき、その25%を上限として株式へ運用することを認める。
- なお、このほか大蔵省では、①小口投資家の株式投資資金に対する課税控除および②キャピタル・ゲインへの課税緩和、等を検討中。

(注) ミラノ株式市場では、昨年来根強いインフレ・マインドを背景に、極めて活況を呈していたが(5月末株価<イル・ソール紙株価指数>前年比2.1倍)、5月末以降反落に転じ相次ぐ利益売りから急落した。こうした状況に対処するため、6月16日証券取引監督委員会が先物取引の決済を3営業日以内に限定するなど先物取引の実質禁止措置を採用したことから、その後やや落着きを取り戻した。このため、これら措置を一部緩和(7月6日、買入れについては30%、売却については70%の預託金を積むことを条件に先物取引を再開)したが、これが裏目となって大規模な売り浴びせを招く結果となり、暴落商状を呈するに至った。

◇ポルトガル政府、一連の緊縮経済政策を発表

ポルトガル財政省は7月17日、公共部門の赤字拡大と国際収支不均衡に対処するため、財政・金融両面にわたる一連の緊縮経済政策を発表した。概要は以下のとおり。

- (1) 財政支出削減(81年中約70億エスクード)

- イ. 各省庁の資本支出を7%削減
- ロ. 国営企業の支出を10%削減(注)

(注) 国営企業は今次措置の一環として、今後、ポルトガル中央銀行の許可なしに対外借入れを行うことを禁止された(従来は大手国営企業のみ自由)。

- (2) 公共料金等引上げ

- イ. 石油製品価格(18日実施)
ガソリン+10%、重油+20%
- ロ. 電気料金 +8%
- ハ. 公共運賃 +25%

- (3) 金利引上げ(即日実施)

市中銀行の預貸金利引上げ(注)(0.5～2.75%)

(注) 例えば、短期預金金利(1年以内)+2%、長期預金金利(1年以上)+1%等。

- (4) 預金準備率引上げ 7→10%

なお、レイタオ財政相は今次発表に際し、ポルトガル国民に対して、貯蓄の増強および債券投資・生産的投資の拡大をはかるよう呼びかけた。

アジアおよび大洋州諸国

◇香港、預貸金金利引上げ

香港銀行協会は、7月17日銀行預金金利を1%引上げることと決定、21日から実施した。これに伴い、英系主力2行(香港上海、チャータード)は、同21日既往最高水準であった貸出プライムレートをさらに1%引上げ18%とした。

本措置は80年中央以降下落傾向を辿っている香港ドル相場(対米ドルレート 80年9月末5.000→12月末5.128→81年7月17日5.713)の回復と最近過熱の様相を呈していた株式投資の鎮静化をねらってとられたものとみられている。

新しい預貸金金利は次のとおり(年利・%)。

| | 旧 | 新 |
|-----------|------|--------|
| 貸出プライムレート | 17.0 | → 18.0 |
| 普通預金 | 11.0 | → 12.0 |
| 通知預金 | 11.0 | → 12.0 |
| 定期預金 | | |
| 3か月もの | 13.0 | → 14.0 |
| 6か月もの | 14.0 | → 15.0 |
| 12か月もの | 13.5 | → 14.5 |

◇タイ、パーツの対米ドル・レート切下げ

タイ中央銀行は7月15日、パーツの対米ドル・レートを8.7%切下げ、1米ドルあたり23パーツ(従来21パーツ)とする旨発表、即日実施した。

タイではパーツの対米ドル・レートを維持してきたため年初来の米ドル強調に伴い円、マルク等に対するパーツのレートはかなり上昇、これが同国の国際収支悪化を加速しがちとなっていた(総合収支81年1～6月△2.5億米ドル<前年同期+7.1億米ドル>)。このため、同国政府は、輸出促進、輸入抑制をねらって5月に、パーツの対米ドル・レートを1.1%切下げた(1米ドル当り20.775パーツ→21パーツ)のに続いて今回もう一段の大幅切下げに踏切った。なお、同国では、従来管理フロート制の下、タイ中央銀行が替平衡基金(Exchange Equalization Fund)が外国為替銀行と協議の上毎日のレートを決定してきた(78年11月以降実施)が、同日以降は為替平衡基金が一方的に新レートを決定・通知する方式に改めた。

◇インド、公定歩合および流動性資産比率を引上げ

インド準備銀行は7月11日、公定歩合(担保貸付)と金融機関の流動性資産比率を引上げ、それぞれ7月11日と9月25日から実施する旨発表した。

これは、6月1日の公定歩合(再割)引上げ措置(6月号「要録」参照)と同様、物価が更年後騰勢を強めていること(消費者物価、前年比80年10～12月+10.5%→81年1～4月+12.6%)にかんがみ、商業銀行の貸出を抑制するためにとられたもの。その概要は次のとおり。

(1) 公定歩合(担保貸付)の引上げ

7月11日以降、担保貸付公定歩合を現行の年利9%(74年7月2%引上げ)から同10%に引上げる。

(2) 流動性資産比率(注)の引上げ

現行の34%を9月25日以降34.5%、10月30日以降35%に引上げる。なお、5月に発表された支払準備率の引上げについては、その実施時期を繰上げることにした(7月31日以降6.0→6.5%<変更なし>)、9月11日以降6.5%→7.0%を8月21日から実施。

(注) インドの支払準備制度は、総預金の一定比率の預金を準備銀行に積立てさせる「支払準備率」のほかに、総預金の一定比率を流動資産(現金、金、金融機関に対する預け金、適格有価証券)で保有させる「流動性資産比率規制」がある。

◇豪州、対外投資規制を一部緩和

豪州政府は7月20日、同国個人および法人の海外株式・不動産取得に関する金額制限(個人4万豪ドル、法人25万豪ドル)を撤廃した。なお、債券取得については、金額制限(個人1万豪ドル、法人10万豪ドル)、残存期間制限(1年以上のもののみ)とも従来どおり。

今次措置は、資源開発ブームからこのところ海外資金が大幅に流入し(1980/81年度<80/7～81/6>長期資本収支黒字幅約60億豪ドル<前年度13億豪ドル>)、マネーサプライの増加、豪州ドル相場上昇などが目立っている状況下、「外貨の流出を促進する」(ハワード蔵相)ためにとられたものである。

◇豪州、賃金裁定制度(Wage indexation system)を廃止

豪州連邦労働調停仲裁委員会は7月31日、1975年以来6年間続けてきた賃金裁定制度(物価スライド制)の廃止を発表した。これは昨年来の資源開発ブーム、労働需給逼迫を背景とした労働者側の大幅賃上げ要求により、同制度の遵守が困難化したことから年初来手直しが行われた(2月号、5月号「要録」参照)あと、今回ついに廃止に至ったもの。なお同制度の廃止に伴い賃上げを巡る労使紛争の増加、企業間の賃金格差拡大等が懸念されている。

る。

◇ニュージーランド、1981年度予算案を発表

ニュージーランド政府は7月9日、1981年度(81年4月～82年3月)予算案を議会に提出した。今次予算案では産業開発費等公共投資の増加を中心に歳出規模が前年比+19.5%拡大、財政赤字幅が既往最高となった。予算案提出にあたって、マルドーン首相は、本予算の執行により同国の景気が上向きに転じ、81年度の実質GDPが+2%(前年度実績+1.2%)となることを期待している旨明らかにした。今次予算案の概要は次のとおり。

(1) 予算規模等

歳入は、酒、たばこ等の販売税や不動産譲渡税の増収等により前年比+16.0%を見込んでいる。これに対し、歳出面では、教育費や社会保険費が抑制されている反面、産業開発費が農業やエネルギーの開発促進等を中心に高い伸びとなっているほか、運輸・通信施設費も前年に引続きかなりの増額。このため、歳出全体では前年比+19.5%となり、財政赤字幅は2,090百万NZドル(前年同1,500百万NZドル)と既往最大。

(2) 主な施策

イ. 税制改正

○直接税……土地所有税の控除限度額引上げ(250千NZドル→300千NZドル、税率2%は不変)、国外旅行税の引上げ(成人1

ニュージーランドの1981年度予算案

(単位・百万NZドル)

| 歳入 | 税 | 収 | 1980年度 | 1981年度 | 前年度比 | |
|----|---------|-----|--------|---------|---------|------|
| | | | (実績) | | (%) | |
| 入 | うち所得 | 税 | 7,052 | 8,216 | 16.5 | |
| | 販売 | 税 | 5,300 | 6,200 | 17.0 | |
| | 関 | 税 | 1,200 | 1,400 | 17.4 | |
| | その他 | 共計 | 7,610 | 8,827 | 16.0 | |
| 歳出 | 一般行政 | 経費 | 786 | 929 | 18.3 | |
| | 外交・国防 | 費 | 578 | 682 | 18.0 | |
| | 教育 | 費 | 1,292 | 1,475 | 14.1 | |
| | 産業開発 | 費 | 797 | 1,085 | 36.1 | |
| | 運輸・通信 | 施設費 | 333 | 435 | 30.6 | |
| | 社会保障 | 費 | 2,590 | 2,924 | 12.9 | |
| | 保健・医務 | 費 | 1,356 | 1,532 | 13.0 | |
| | 債務償還・政府 | 事業費 | 991 | 1,194 | 20.5 | |
| | | その他 | 共計 | 9,133 | 10,917 | 19.5 |
| | | 収支 | じり | △ 1,500 | △ 2,090 | — |

人、1回当たり25NZドル→35NZドル)。

ロ. 産業振興等

○農業……地域開発制度融資わくの拡大(108百万NZドル→140百万NZドル)、農産物最低価格制度の期限延長(83年3月末まで)等。

○漁業……深海漁業助成金の創設(1企業当たり1万NZドル)。

ハ. 福祉面……非課税住宅貯蓄限度額の引上げ(年間2千NZドル→3千NZドル)。

共産圏諸国

◇ユーゴスラビア、新5ヵ年(1981～85年)計画を発表

ユーゴスラビア政府はこのほど、第6次5ヵ年(1976～80年)計画の実績ならびに本年から始まる第7次5ヵ年(1981～85年)計画の概要を発表した。その要点は次のとおり。

1. 第6次5ヵ年計画の実績

- (1) 社会的総生産(注)は年平均+5.6%と計画(年平均+7.0%)および前期実績(同+6.4%)を下回ったものの、他の東欧諸国に比較すれば高い伸び。
- (2) 鉱工業生産は計画(同+8.0%)比未達ながら、電力、石炭、化学製品等の好伸にきさえられて比較的高い伸び(同+6.8%)。
- (3) 農業生産は、78、80年の天候不順が響いて、同+1.7%と計画(同+4.0%)を大幅に下回る伸び。
- (4) 小売物価は輸入価格の高騰、国内需要の増大等を映

ユーゴスラビアの主要経済指標

(単位・年平均伸び率・%)

| | 1971～ | 1976～ | 1981～ | |
|-----------------|--------|--------|-------|------|
| | 75年 | 80年 | 同計画 | 計画 |
| | 実績 | 実績 | | |
| 社会的総生産 | 6.4 | 5.6 | 7.0 | 4.5 |
| 鉱工業総生産 | 8.2 | 6.8 | 8.0 | 5.0 |
| 農業総生産 | 2.7 | 1.7 | 4.0 | 4.5 |
| 固定資本投資 | 25.7 | 7.0 | 8.0 | 1.5 |
| 雇用者数(注1) | 4.4 | 3.8 | 3.5 | 2.5 |
| 小売物価 | 19.8 | 17.6 | n.a. | n.a. |
| 輸出 | 19.1 | 17.1 | 8.0 | 8.0 |
| 輸入 | 21.4 | 14.2 | 3.0 | 1.1 |
| 貿易収支じり(年平均・億ドル) | △ 2.32 | △ 4.88 | n.a. | n.a. |

(注1) 非農業部門の雇用者数。

(注2) 数量指数。

資料：ユーゴスラビア政府公表計数。

じて年平均 +17.6% (特に80年中は前年比 +32.0%) の大幅上昇。

(5) 貿易面では、輸出は消費財、化学、食糧品等を中心に年平均 +17.1% の増加。一方、輸入は設備、機械、原燃料等の増加から同 +14.2% の伸び。貿易収支戻では、輸入の規模が輸出を大きく上回っていることから赤字幅が拡大し、対西側債務も 140 億ドル (80年末) へと増大。

(注) 物的生産部門 (農業、工業、建設業、交通運輸業) の生産額総計。

2. 第7次5ヵ年計画の概要

(1) 新5ヵ年計画は国際収支の改善とインフレ抑制に重

点が置かれており、社会的総生産は年平均 +4.5% と前年実績を下回る低めの目標を設定。

(2) 鉱工業生産は、後述する投資抑制の影響から年平均 +5.0% と低い伸びを設定。こうした中で原燃料、化学工業部門等の発展を重視していく計画。

(3) 農業生産は集団部門の拡大を中心に、年平均 +4.5% と意欲的な伸びを設定。

(4) 投資は内外資金不足から年平均 +1.5% と極めて低めの目標の中で外貨の獲得や節減に結びつく機械、造船、観光、農業部門等への投資を優先させる方針。

(5) 貿易面では上記投資効果に期待して輸出拡大、輸入抑制により貿易収支の改善を図っていく方針。